

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から60年3月まで

昭和60年3月頃、社会保険事務所(当時)から国民年金保険料が未納であるとの手紙が届き、父が私に代わって国民年金の加入手続きを行い、その際、申立期間の保険料を全て納めてくれた。どこで納めたかは分からないが、金額は27万円ぐらいだったと記憶している。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているところ、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る国民年金の加入届出日は、昭和62年7月6日であることが確認できることから、当該届出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の届出日時点において、国民年金保険料を遡って納付することができるのは、昭和60年4月から62年3月までの期間であるところ、上記の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の保険料は過年度納付されていることが確認できる上、当該過年度保険料額及び昭和62年度に係る保険料額を合計すると、25万4,880円となり、申立人が記憶している納付金額(約27万円)とおおむね一致していることを踏まえると、申立人は、当該過年度納付を申立期間の保険料納付と誤認していることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から62年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から62年3月まで

私は、A市町村に住んでいた当時、生活が苦しく、昭和51年1月から62年3月までの間は、国民年金保険料を納付できなかったが、その間、夫が、保険料の免除手続を毎年行ってくれていたはずである。社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間について未納とされているので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「申立期間について、私が毎年A市町村役場B支所で妻の国民年金保険料の免除手続を行った。」と供述しているが、A市町村保管の申立人に係る国民年金被保険者記録票によると、申立人に対し、申立期間直後の昭和62年4月3日に資格年数不足案内文書が送付されていたことが確認でき、仮に、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたとすると、その時点では、既に申立人は老齢基礎年金の受給資格期間(保険料納付済期間及び保険料免除期間の合計が300か月)を満たすこととなり、前出の案内文書が送付されることはない。

また、前出の国民年金被保険者記録票によると、「59.11.13 番地内に無し」、「60.9.10 所在不明」、「61.7.22 所在不明」及び「62.5.8 所在不明」の記載が確認できることから、国民年金保険料が未納となっている申立人に対し、A市町村が納付勧奨のため戸別訪問を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立期間は135か月と長期間であり、A市町村及び社会保険事務所において、長期間にわたり連続して事務的過誤が生じたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から52年3月まで

私は、A社を昭和50年8月13日に退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、口座振替を利用して納付したことを記憶している。

日本年金機構からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を、口座振替を利用して納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月25日に払い出されていることが確認でき、口座振替を利用して遡って国民年金保険料を納付することはできない上、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

また、上記の払出日以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を口座振替を利用して納付したとする、申立人の夫名義のB銀行（現在は、C銀行）D支店の普通預金口座に係る入出金記録について、同銀行に照会したものの、昭和57年10月以前のデータについては保存していないと回答している上、申立人及びその夫から、申立人が口座振替を利用して保険料納付を開始した時期についての具体的な供述は得られない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から55年3月まで

申立期間当時、学生は国民年金保険料を納めなくてもよかったが、父親が私の国民年金の加入手続をし、母親が集金人に申立期間の国民年金保険料を納めてくれていた。

また、私は、昭和51年に故郷のA市町村に戻っているにもかかわらず、55年まで保険料を納めていないのは不自然であるので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月24日に払い出されていることが確認できることから、その時点では第3回特例納付の実施期間中であることから、特例納付及び過年度納付を利用して申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人から申立期間の保険料を遡って納付したという主張は無い上、上記の払出日以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、当該加入手続を行ったとする申立人の父親及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立期間は110か月と長期間に及んでおり、その間、国民年金保険料の収納記録における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から63年3月まで

私は、勤め先の先輩等から「20歳になったら国民年金に加入しなければならない。」と言われていたので、20歳の時にA市町村役場（現在は、B市町村役場）で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できないので年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、その時から国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の20歳到達から1年以上経過後の昭和63年9月6日に払い出されていることが確認でき、この頃に国民年金の加入手続きが行われたことがうかがえる上、上記払出日以前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料が納付できない。

また、上記払出日時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人は保険料を遡って納付したことは無いと供述している。

さらに、A市町村における申立人の国民健康保険の加入記録によると、昭和63年4月1日に資格取得していることが確認でき、国民年金保険料の納付記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から41年9月30日まで
② 昭和42年10月1日から43年9月30日まで

私は、昭和28年7月から54年8月までA社に勤務していたが、このうち、40年10月及び42年10月の定時決定において、標準報酬月額が直前の標準報酬月額に比べて下がっている。

しかしながら、入社以後、退職するまで、給与が下がったという記憶は無いので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和40年10月及び42年10月の定時決定において、直前の標準報酬月額と比べて下がっているが、証明できる給与支給明細書等はないものの、申立期間当時、給与が下がった記憶が無いと申し立てている。

しかしながら、申立期間①及び②にA社において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚45人を抽出し、標準報酬月額の推移を調査したところ、昭和40年10月の定時決定時に5人(申立人を含む。)、41年10月の定時決定時に11人、42年10月の定時決定時に8人(申立人を含む。)の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額と比べて下がっていることが確認でき、連絡の取れた5人は、標準報酬月額が下がっていることについて、「残業代により給与の額が上下したためではないか。」という旨の供述をしている。

また、申立期間当時の同僚から、昭和40年1月分から43年12月分までの給与支給明細書の提出を受け、その内容を確認したところ、当該同僚のオンライン記録における標準報酬月額は、給与支給明細書の給与支給総額に見合う標準報酬月額と一致し、残業手当等を含めた給与支給総額により標準報酬月額が決定されていることが確認できる。

さらに、A社の元専務取締役は、「会社は解散し、当時の書類は残っていない。」と供述しているほか、給与事務を担当していたとされる申立期間当時の

代表取締役及び解散当時の代表取締役は死亡しているため供述は得られず、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月7日から40年3月23日まで
② 昭和40年5月13日から41年3月1日まで

日本年金機構からの回答によると、A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金を受給したとされている。しかし、私は、C社を退職後、A社に就職するまでの間、D社（当時）及びC社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記憶はあるものの、B社を退職後3年以上経過した昭和44年5月頃において脱退手当金を請求し受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に就職する前に、D社及びC社における厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶がある。」と供述しており、脱退手当金を受給したとする時期及び対象事業所に係る記憶がオンライン記録に係る脱退手当金支給記録と相違するものの、申立人は、脱退手当金を受給したことを記憶している。

また、オンライン記録によると、申立人については、C社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和39年5月21日）からA社における同被保険者資格取得日（昭和39年9月7日）までの間に脱退手当金の支給記録は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者台帳の記号番号（*）については、昭和39年11月21日付けで申立人のD社及びC社に係る厚生年金保険被保険者台帳の記号番号（*）に重複取消処理が行われていることが確認できることから、申立期間を含む脱退手当金の支給記録がある全ての事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳の記号番号は同一番号で管理されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金は支給決定日より前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎としており、支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事

務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立期間を含む脱退手当金の支給を疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 626 (事案 72 及び事案 524 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月8日から51年4月頃まで
② 昭和51年4月頃から53年10月頃まで

私は、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたという記憶があり、勤務していたことは事実であるので、第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められず、新たな資料等を提出し、再度申し立てたが、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、記録の訂正は行われなかった。

しかしながら、申立期間①について、当時一緒に勤務していた同僚の名前を思い出した。これらの同僚にA社での厚生年金保険被保険者記録があるならば、当然、一緒に勤務していた私にも厚生年金保険被保険者記録があるはずである。また、A社に勤務していた昭和50年11月に、B病院で入院し手術を受けたが、同社で加入した健康保険被保険者証がなければ、高額な手術は受けられなかったはずなので、手術のために入院したB病院での写真を新たな資料として提出する。

申立期間②について、私は、前述の入退院の後、C社D支社に就職した。同社での30か月の厚生年金保険被保険者期間が、A社での勤務期間と重複する期間であるのは納得できないことから、少なくとも昭和45年6月から51年4月までA社で厚生年金保険に加入し、続く同年4月から53年10月までの30か月間に、C社D支社で厚生年金保険に加入していたはずである。

また、私は、昭和58年4月19日付けの障害厚生年金に係る審査請求の決定書を所持している。A社及びC社D支社で厚生年金保険に加入していなければ、障害厚生年金について審査請求をすることはあり得ず、加入を示す一つの証拠である。以上のことを新たな情報及び新たな資料として、申立期間①及び②について、再々申し立てるので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社に係る申立てについては、i) 同社は既に解散しているた

め、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び供述が得られないこと、ii) 同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年8月1日であること等から、また、申立期間②のC社D支社に係る申立てについては、i) 同社から提出のあった申立人に係る資格取得届及び資格喪失届の写しは社会保険事務所（当時）の記録と一致している上、保険料控除についても厚生年金保険被保険者記録どおりの控除であったと回答していること、ii) 同社は「申立人が在職中に途中喪失しているのは、査定によりいったん固定給のない職制（外務嘱託）に移行し、その後、査定により通常の職制に復帰したものと推察します。」と回答していること、iii) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料等が無いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でない（当初の申立期間のうち、昭和33年9月1日から37年9月1日までの期間及び39年9月1日から41年9月1日までの期間についてはあつせんする必要はあるが、前々回の申立期間については訂正する必要がない）とする通知が行われているが、申立人は、A社に勤務していた当時、携わった業務の不動産登記簿謄本を提出し、また、申立期間②については、同僚からの聴取を強く希望したが、i) 当該登記簿謄本からは、申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないこと、ii) 申立人が聴取を求めた同僚からは、申立期間②に係る情報について供述は得られなかったことから、再度、当委員会の決定に基づき平成22年6月9日付けで年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再々申立てに当たり、申立人は、申立期間①については、A社において一緒に勤務していた同僚の氏名を新たな情報として提供するほか、当時、同社で加入していた健康保険被保険者証を使用し、B病院で入院したことの証明として入院時の写真を提出している。

また、申立期間②については、前回の申立期間では、A社の勤務期間と重複するため、申立期間を変更し新たな期間として申立てするほか、障害厚生年金に係る審査請求決定書の写しを提出し、それらを新たな資料及び有力な周辺事情として両社での厚生年金保険の加入の事実を主張している。

しかしながら、申立期間①について、新たな情報として、記憶している同僚6人のうち、A社での厚生年金保険被保険者記録が確認できるのは、事業主の親族を含む3人のみであり、ほかの3人については、申立人同様、同社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当時の社会保険事務担当者は、「当該3人は、A社の従業員ではなく、給与の支給及び保険料の控除等はしていない。」と回答している。

また、申立期間①当時、入院していたと主張するB病院は既に廃業しており、入院療養時に使用した被保険者証の保険者について確認することはできないものの、入院期間において、申立人はE市町村の生活保護を受給中であり、生活保護による医療扶助を受けていたものと推認できる。

さらに、申立人は、今回の再々申立てにあたり、A社では、昭和45年6月8日から51年4月頃まで勤務していたと主張しているところ、社会保険事務

所の記録において、同社は45年8月1日に厚生年金保険適用事業所となり、48年9月1日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間①について、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②について、申立人は、申立期間を変更しているところ、C社は、「今回の申立期間において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていないし、国に対して保険料も納付していない。したがって、今回の申立期間についての勤務は確認できない。」と回答しているほか、初回の申立ての際に、同社から提供された申立人の厚生年金保険資格証明書において、「当社資格取得年月日①：昭和46年10月1日、当社資格喪失年月日①：昭和47年1月1日」「当社資格取得年月日②：昭和47年5月1日、当社資格喪失年月日②：昭和49年8月1日」と記載されており、申立期間②についての記載は無い。

また、申立人がA社及びC社D支社に勤務していたことを示す資料として、障害厚生年金に係る審査請求決定書の写しを提出しているが、当該決定書において、初めて医師の診断を受けた日(初診日)が昭和48年4月26日(C社D支社における厚生年金保険被保険者期間中)であることが確認でき、この時点で厚生年金保険被保険者期間の6か月を満たしており、これをもって障害厚生年金の請求は可能である上、同決定書に記載された医師の所見から、申立人は、申立期間②における51年4月12日から56年3月31日までの間、F病院で入院していることが確認できることから、C社D支社に入社して間もなく5年間の入院生活を送ったこととなり、申立人の主張に不合理な事情が見受けられる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 627 (事案 72 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月頃から 43 年 9 月頃まで
② 昭和 43 年 9 月頃から 45 年 6 月頃まで

私は、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたという記憶があり、勤務していたことは事実であるので、第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

しかしながら、申立期間①について、当時一緒に勤務していた同僚 2 人の名前を思い出した。その同僚に A 社での厚生年金保険被保険者記録があるならば、当然、一緒に勤務していた私にも厚生年金保険被保険者記録があるはずである。また、同僚の 1 人は、私が A 社で勤務していたことを証言してくれているので、確認してほしい。

申立期間②について、一緒に勤務した同僚として 13 人の名前を記憶している。この 13 人が B 社での厚生年金保険被保険者記録があつて、私の被保険者記録が無いのは納得できない。

A 社及び B 社での同僚の名前を新たな情報として、申立期間①及び②について、再度申し立てるので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①の A 社及び申立期間②の B 社について、申立人は、A 社 (申立人が勤務していたと主張する「A 社」について、改めて調査を行ったところ、正しい名称は、「C 社」であることが判明したため、以下、「C 社」と記載する。) のバッチを保管しているとともに、B 社では、大型特殊免許を取得したことから、申立人が両事業所に勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人が厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無いこと、ii) C 社及び B 社は、入退社に伴う社会保険事務所 (当時) への届出は行っていないし、保険料についても納付していないと回答していること、iii) 両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、申立人の雇用保険の加入記録も存在しないこと等から、既

に当委員会の決定に基づき平成20年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でない(当初の申立期間のうち、昭和33年9月1日から37年9月1日までの期間及び39年9月1日から41年9月1日までの期間についてはあつせんする必要はあるが、今回の申立期間については訂正する必要がない)とする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立期間①について、C社は、「厚生年金保険の加入者は、国民健康保険や労働保険の手続を代行する事務の職員のみであり、現場で働く者については、それぞれ個人で国民年金に加入することとなっており、厚生年金保険に加入することはなかった。」旨供述している。

また、申立人は、請負で仕事をしていたと供述しているところ、申立人が聴取を希望した同僚2人は共に、「C社では、請負での仕事であり、厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入していた。」旨の回答をしており、前回の委員会の決定を変更すべき供述は得られなかった。

これらの供述を踏まえると、申立人はC社の従業員として同社に所属していたが、同社の職員ではなかったと考えるのが相当である。

申立期間②について、「勤務していた当時の同僚13人の厚生年金保険被保険者記録から、自身の加入についても、同様に認めてほしい。」と主張しているものの、当該同僚13人のうち、その姓名を記憶している同僚は4人であり、この4人のうち、B社で厚生年金保険被保険者となっているのは、申立人の弟1人のみである。

また、姓のみを記憶している9つの姓のうち、7つの姓については同姓の被保険者記録を確認できるが、それぞれ複数の被保険者がいることから申立人の記憶する同僚の厚生年金保険被保険者記録であるとは断定はできない上、他の2つの姓については、B社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「B社へは、弟2人と共に就職したが、先のことを考え、1人の弟は他社へ転職し、自分も不動産関係に転職した。」と供述しているところ、他社へ転職した申立人の弟のオンライン記録において、B社での厚生年金保険被保険者記録は確認できず、昭和38年8月から他社での厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人の主張どおり兄弟3人が一緒に同社で勤務していたとすれば、同年8月以前のことであり、申立人が主張する申立期間と時期的な相違がある。

これらのことから判断すると、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。